

第7号

令和5年

9月1日発行

古河市農業委員会だより

～農地と食を守る農業委員会～



ニガウリを生産している東山田の奈桐優治さん(49歳・茨城むつみ農業協同組合三和地区野菜生産部会にがうり銘柄部長)。地域で親しまれている「惚ろほにがうり」(茨城県青果物銘柄産地指定)は、濃い緑で苦すぎないのが特徴です。ビタミンCが豊富なので、夏バテ予防にいかがですか。

令和5年度農業委員会総会日程等のお知らせ(10月～3月)

開催予定日	時間	申請受付日(毎月17日～20日)
令和5年10月11日(水)	午後2時～	9月19日(火)・20日(水)
令和5年11月10日(金)	午後2時～	10月17日(火)・18日(水)・19日(木)・20日(金)
令和5年12月11日(月)	午後2時～	11月17日(金)・20日(月)
令和6年 1月12日(金)	午後2時～	12月18日(月)・19日(火)・20日(水)
令和6年 2月13日(火)	午後2時～	1月17日(水)・18日(木)・19日(金)
令和6年 3月11日(月)	午後2時～	2月19日(月)・20日(火)

「おいしくて、環境にやさしい」生産者の心づかい



▲しいたけハウス圃場にて

高橋節子さん(63歳・上大野)は、結婚を機に就農して、今年で39年になります。夫の恭嗣さん(有限会社高橋農園代表)と息子2人、実習生3人の計7人で、しいたけを原木栽培しています。

原木栽培のしいたけは、ホダ木と呼ばれる原木に菌を植え付け、出てきたしいたけを収穫するもので、食べたときに原木ならでの肉厚でしっかりとした風味が楽しめます。これから寒くなる季節は、ゆっくり育ち、より肉厚になるため、「焼いたしいたけに、お醤油を少しかけて食べるのがおすすめ」です。

年間4万本のホダ木でしいたけを栽培している農園では、脱炭素事業に力を入れており、化石燃料の代替として使用済みホダ木を暖房用燃料



▲マッターホルン(スイス)にて

に使用しています。今後は、「止めよう!地球温暖化 原木しいたけ・バイオ炭・CCUS」事業を計画しており、使用済みホダ木を炭にして畑等に施用し、大気中の二酸化炭素を減少させ、畑の土壌改良を行う予定です。

国内有数の生産規模を誇る農園の仕事と家事や子育ての両立は時間に追われる毎日でしたが、とても充実していたそうです。息子2人が就農した今では、夫婦の趣味である旅行に行くことが一番の楽しみ。次の旅行に出かけることをとても心待ちに、しいたけの成長を見守る日々です。

有限会社高橋農園ホームページ
<https://Takahashi-nouen.co.jp>



◆やめよう!農地の違反転用◆

○農地転用とは

農地を住宅の建設や駐車場・資材置場にする等、農地以外の目的に利用することです。農地を転用するには、許可または届出の手続きが必要です。

※農地によっては、認められない場合もあります。

○手続をせずに転用すると

3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金を課せられる場合があります。

農地の転用に関する相談は、農業委員会事務局までお問合せください。

農業委員会での審議審査の状況 (令和4年4月～令和5年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
農地法第3条	13	7	8	17	5	5	6	4	6	6	5	11	93
農地法第4条	2	1	1	0	0	1	0	1	2	1	0	0	9
農地法第5条	11	14	6	16	6	16	11	9	7	10	8	8	122
利用権設定 下段：農地 中間管理事業	0	0	0	47	0	0	0	129	0	27	0	212	415
現況確認証明	5	2	3	2	1	1	6	8	3	1	1	3	36
その他	1	2	2	3	1	0	2	1	1	4	0	3	20
合計	32	26	31	85	14	23	25	152	27	49	16	237	717

農地法第3条：農地を耕作するための農地の売買や貸借等の権利の設定
(賃貸借の場合、賃借権は自動更新)

農地法第4条：農地の所有者等が自ら行う農地の転用

農地法第5条：農地の権利を取得して行う農地の転用

利用権設定：農業経営基盤強化促進法による農地の賃貸借等
(貸借の場合、貸借期間が満了すれば、賃借権は消滅)

農地中間管理事業：農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、県農林振興公社が農地を借り受けて、地域の農業担い手へ貸借するもの

現況確認証明：非農地証明及び転用事実証明(条件を満たした農地)

■利用権設定（農業経営基盤強化促進法）スケジュール

貸借期間が設定されるため、貸借期限を迎えると貸借は終了します。貸し手にとっては確実に農地が戻り、借り手にとっては計画的に耕作できる安心で便利な制度です。

受付期間	5月16日～6月15日	9月16日～10月15日	11月16日～12月15日	1月16日～2月15日
総会	7月	11月	1月	3月
貸借開始	8月1日	12月1日	2月1日	4月1日

農業経営基盤強化促進法：貸借等により農地の集積を促進するための法律

※農地中間管理事業に係るものは、毎月受け付けを行う。

※受け付けは開庁日とし、15日が閉庁日のときは次の開庁日までとする。

■農地法等申請

農地を所有権移転するときや農地以外の目的で使用するとき、農業委員会の許可が必要です。

受付期間：毎月17日～20日

※翌月の総会(原則10日)に諮り許可書を発行します。

新規就農者を紹介します

令和2年に就農した金谷紀利さん（40歳、釈迦）。子供の頃見ていた祖父の姿「カッコいい農家のおじさん」に憧れて会社員から転身しました。現在は夫婦でピーマン、キャベツやレタスなどの葉物野菜を中心に生産をしています。幼い子供達との時間が増えた事はとてもうれしく、車の整備士の経験を生かした農業機械の修理や整備も楽しんでいます。

将来は、高齢化が進む地域農業をけん引する農業者として経営規模を拡大していきたいと力強く語ってくれました。



▲全国農業会議所稲垣専務理事から高橋会長へ表彰状授与

優秀農業委員会として表彰

令和5年5月16日、茨城県市町村会館で令和4年全国農業新聞普及推進に係る表彰式が行われました。

古河市農業委員会は令和4年購読平均部数で県内第1位となる普及推進活動が評価され、一般社団法人全国農業会議所から表彰されました。

全国農業新聞は農産物の販売や流通情報、最先端技術の紹介や地域独自の取組みなど農業経営の発展に関する情報が満載です。

農業経営の情報ツールとしてぜひご活用ください。



▲家族で自慢のピーマンを収穫しました

「農家」と「農に興味がある人」の出会いの場

全国農業新聞

購読して
農業特化型の婚活・恋活マッチングアプリ「あぐりマッチ」無料で登録しませんか

全国農業新聞と「あぐりマッチ」のコラボ実施中！

※全国農業新聞の年間購読（1年間、紙媒体の新聞 8,400円、電子版 6,000円）を専用のチラシから申込みと「あぐりマッチ」の3か月プラン 7,200円が無料に！

「あぐりマッチ」は農家の魅力を最大限引き出す仕組み

<特長>

- ・圧倒的に農業に特化したプロフィール
- ・タイムライン機能で自身の農ライフを発信
- ・婿探しをする農家の娘・新規就農希望者にも対応

安全・安心の理由

- ・24時間 365日カスタマーサービス・監視体制
- ・実名・連絡先は表示されません
- ・公的証明書による本人確認
- ・不正ユーザーは利用停止

「あぐりマッチ通常登録料」

1か月プラン	3,800円
3か月プラン	7,200円 (2,400円/月)
6か月プラン	9,600円 (1,600円/月)
12か月プラン	14,400円 (1,200円/月)

購読してみませんか？農業者の皆様を応援します！

全国農業新聞

わかりやすく解説 農業・農政

忙しくてもまとめて読める 週刊紙

地域版 身近な話題満載

最新情報を逃さない 経営・流通・技術

頑張る若手や 女性の元気を応援

月4回金曜日発行 月額税込み700円（年8,400円）
購読の申込は農業委員会事務局へ TEL76-1511

編集後記

黄金色の稲穂が揺らぎ、畑の野菜たちは日に日に育ち、いよいよ実りの秋到来です。命の源となる食材を生み出す農業の尊さを実感しています。

農業は農地があつてこそ。農地を守るといふ事は「食」を支え、「命」を守る事に繋がっていきます。これからも農業者として、委員として、情報発信を続けていきたいと思っています。

取材にご協力いただいた皆様に深く感謝いたします。

広報委員

- 委員長 中村 守
- 委員 落合 美代子
- 委員 中村 輝男
- 委員 湯本 豊
- 委員 峯 静夫
- 委員 竹村 正義
- 顧問 高橋 栄